

役員等報酬基準

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 秦ダイヤライフ福祉会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員並びに評議員選任・解任委員会の外部委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、常勤役員等が不在の為、定めないものとする。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

1. この規程は、平成29年4月1日より施行する。
2. 令和元年6月21日改正・実施 別表 理事長月額を41万円から46万円に改正
3. 改正：令和4年6月17日 実施：令和4年6月1日 別表 理事長月額を46万円から51万円に改正

別表

(1) 評議員

評議員会への出席	日額 5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 5,000 円

(理事)

理事長	月額 510,000 円	
理事	理事会等会議、定時評議員会への出席	日額 5,000 円
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 5,000 円

(監事)

監事監査への出席	日額 5,000 円
理事会等会議、定時評議員会への出席	日額 5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 5,000 円

(外部委員)

評議員の選任・解任委員会への出席	日額 5,000 円
------------------	------------